

令和
八 年 五 條 市 議 会 第 一 回 三 月 定 例 会 会 議 録 (第 一 号)

令和八年二月二十六日(木曜日)

議 事 日 程 (第 一 号)

令和八年二月二十六日(木曜日) 午前十時開議

- 第 一 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 二 会 期 決 定 の 件
- 第 三 市 長 の 施 政 方 針 と 提 出 議 案 の 説 明
- 第 四 監 査 報 告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一 番	田 中 隆 史
二 番	小 笠 原 由 子
三 番	中 本 賢 二
四 番	仲 山 嘉 二
五 番	秋 本 直 嗣
六 番	谷 勝 啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡
副市長	塚本
教育長	勝彦
技監	惠充
市長公室長	池嶋
危機管理監	辻田
すこやか市民部長	亀田
あんしん福祉部長	馬場
産業環境部長	横谷
都市整備部長	栗林
教育部長	安満
西吉野支所長	小田
大塔支所長	泉井

七番	吉田
八番	窪田
九番	福塚
十番	山口
十一番	吉田
十二番	藤富

美雅 耕佳
恵 子 範 司 実 秀 正

事務局職員出席者

会計管理者	榮
財政課長	窪
代表監査委員	河
	村
	康
	友
事務局長	久
事務局次長	川
事務局総務係長	神
事務局係員	番
速記者	福
	本
	光
	希
	匠
	悠
	輝
	農
	典
	子
	西
	孝
	章
	保
	雅
	彦

午前十時開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、令和八年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、令和八年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多忙のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、令和八年度各会計予算をはじめ、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に各段の御協力をお願い申し上げます。

この際、申し上げます。会議記録及び市議会だよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）おはようございます。

議会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和八年五條市議会第一回三月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的にご活躍をいただいておりますことに対し、心から敬意を表します。

本市を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が依然として深刻な課題となっております。これによって地域の活力低下が懸念される状況にあり、一層の対策が求められています。私たちは市民の皆様が安心して暮らし続けられる「住み続けられる街」の実現に向けて、引き続き全力をつくしてまいります。

国政に目を向けますと、第百五代内閣総理大臣に高市氏が就任され、力強いリーダーシップのもとで経済再生や地方創生、国の安全保障強化などに積極的に取り組まれております。

本市としても、この新たな政権の政策を踏まえながら、持続可能な発展のために着実な対応を進めていく所存です。

さて、本定例会には、令和八年度各会計予算案をはじめ条例の改正、一般会計補正予算案など重要案件を提出いたしておりますので、よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位には、健康にご留意いただき、益々ご活躍賜りますようお願いいたしまして、平素のお礼と議会招集のご挨拶にかえさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）ただいまから、本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（久保雅彦）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、奈良県市議会議長会でございます。

去る二月十六日、奈良市におきまして、令和七年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の奈良市議会大西議長から開会の挨拶があり、続いて、第三回議長会以降に、正副議長に就任された本市の窪 佳秀議長、秋本直嗣副議長の紹介がありました。

会議では諸報告として、事務報告及び会議出席報告が行われ、それぞれ了承されました。

続いて、協議事項として、令和八年度奈良県市議会議長会事業計画案、令和八年度奈良県市議会議長会会計予算案、令和八年度役員割り当

て案について協議が行われ、いずれも原案どおり了承されました。

最後に、第九十一回近畿市議会議長会定期総会に奈良県市議会議長会から提出する議案はない旨の報告があり、会議は閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から一般会計、特別会計、各基金、歳入歳出外現金及び下水道事業会計の令和七年十一月分から令和八年一月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

以上、御報告申し上げます、諸般の報告といたします。

○議長（窪 佳秀）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）この際、御報告申し上げます。
先の令和七年第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第六十七条第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定しておりますが、

詳細
につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはございませんか。

「なし」の声あり

○議長（窪 佳秀）これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名をいたします。

四番 仲山 嘉 議員
六番 谷 勝 啓 議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、去る二月十八日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から三月二十四日までの二十七日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月二十四日までの二十七日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和八年五條市議会第一回三月定例会の開会に当たり、令和八年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、世界的にエネルギー価格の不安定化や食料供給の課題が深刻化し、影響が地域経済や市民生活にも及びました。五條市におきましても、こうした外部環境の変化に対応しつつ、地元の産業振興と生活支援に力を注ぐ必要性を強く感じております。

また、本市では引き続き、若者の定住促進や子育て支援の充実を重要課題とし、地域の未来を担う人材づくりに注力してまいります。人口減少の抑制だけでなく、「住み続けたいまち」としての魅力向上も目指し、まちのにぎわい創出に取り組んでいく所存です。加えて、自然災害への備えは引き続き最優先課題であり、特に豪雨や地震に対する防災・減災対策を強化し、地域の安全安心を確かなものにしていきたいと考えております。

さて、今月八日に投開票された第五十一回衆議院議員総選挙において、自民党が歴史的な圧勝となる三百十六議席を獲得しました。今後の

市政運営においても国の動向を注視しながら、地域の発展と市民生活の向上に努めてまいります。

私自身も五條市長として四年目を迎え、市民の皆様の声に耳を傾け、共に歩む市政をさらに推進していく責任を改めて自覚しております。今後とも市民の皆様と力を合わせ、豊かで活力ある五條市の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、令和八年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿ってご説明申し上げます。

「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、結婚支援の充実についてであります。

未婚化や晩婚化が進む中、結婚を希望される方々への支援策として結婚応援事業に取り組み、結婚を後押しすることで、本市への定住促進や地域コミュニティの活性化につなげてまいります。

また、不妊・不育治療費助成事業を拡充し、不妊に悩むご夫婦の経済的負担を軽減するとともに本市の少子化対策に一層取り組んでまいります。

さらに、一歳までの乳児を持つご家庭に無償で紙おむつをお届けする「すくすく子育て定期便」を継続実施し、乳児の健やかな成長の確認や保護者の子育てに関する相談対応を行うことで、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、子ども医療費の無償化についてであります。

現在、医療機関において窓口での一部負担金が必要となっておりますが、子育て家庭の経済的負担を軽減し支援を充実させるため、令和八年八月診療分から、ゼロ歳から十八歳までの子どもに対する医療費の無償化に取り組んでまいります。

次に、就学前教育・保育についてであります。

多様化する就学前教育・保育ニーズに対応し、安定的かつ継続的に質の高い教育・保育を提供するため、民間の活力を活かした公私連携幼保連携型認定こども園を四月に開園いたします。

さらに、これまでの第二子以降の保育料無償化に加え、第一子の保育料無償化を実施いたします。これにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、保護者の就労支援を図り、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられる環境を整えてまいります。「一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会」の実現を目指し、地域、家庭、認定こども園など関係機関が連携し、子育て支援の充実に努めてまいります。次に、学校教育についてであります。

物価高騰への対応と子育て支援の充実を図るため、県内十二市に先駆けて、本市では令和六年四月から公立小・中学校の学校給食費を無償

化しております。令和八年度からは、公立小学校の学校給食費負担を抜本的に軽減する「(仮称)学校給食費の抜本的な負担軽減事業補助金」が創設され、公立小学校における学校給食費の無償化が令和八年四月から実施される予定です。この制度の対象とならない公立中学校の学校給食費につきましても、本市独自の施策として引き続き無償化を継続してまいります。

次に、学校環境改善事業についてであります。

学校施設は、多くの児童生徒が一日にわたり長時間を過ごす学びの場であることから、子どもたちが安心して学べる環境を確保するため、令和六年度から五か年計画で学校環境改善事業を順次実施しております。令和八年度は、五條小学校及び五條東小学校のトイレ洋式化工事、五條東中学校及び五條西中学校の特別教室のエアコン設置工事を実施する予定です。さらに、五條市立小・中・高等学校の屋内運動場へのエアコン設置に向けて事業を順次進めてまいります。

次に、中学校における休日の学校部活動の地域移行事業についてであります。

令和八年度から奈良県内公立中学校における休日の教員の指導による学校部活動が廃止されることを受け、これまでの実証事業の結果を踏まえ、円滑な地域移行を図ってまいります。

次に、不登校・いじめ対策についてであります。

学校や関係機関と連携し、教育相談カウンセラーも加わりながら、子どもたちの心の小さなSOSを見逃すことなく、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行うことで、不登校やいじめ等の未然防止や早期解決に努めてまいります。

次に、西吉野農業高校魅力化推進事業についてであります。

柿栽培が盛んな本市において、実学重視の昼間定時制農業科として、令和三年四月に開校した五條市立西吉野農業高等学校は、開校から五年目を迎えるようしております。授業の充実に加え、地域農家での実習等を重ねた成果として、農業クラブの全国大会や研究大会において最優秀賞を受賞するなど、顕著な成果を挙げております。また、フラワーインノベーション事業では、市役所をはじめとする公共施設に学校で育てた花を寄贈し、地域の皆様から喜ばれております。

今後も、地域住民や法人、市の関係部署と連携し、社会や地域の発展に広く貢献できる人材の育成に努めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民生活と市内事業者を支援するため、市内の事業所で使用可能な地域振興券を交付します。早期の支給に向けて、現在取組を進めていま

す。

次に、高齢者支援の充実についてであります。

三年ごとに見直しを行う「五條市老人保健福祉計画」と「五條市介護保険事業計画」を策定するため、無作為抽出した六十五歳以上の一千八百人の方を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。また、市内の介護保険サービス提供事業所を対象としたアンケート調査も併せて行いました。これらの調査結果をもとに、「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあいながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指した、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

さらに、介護予防事業に引き続き重点を置き、身体機能の維持向上と認知症予防を目的とした教室の拡充に努めてまいります。次に、障害福祉についてであります。

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを核とした相談機能の強化を図ります。

また、次期障害福祉計画等の策定に向け、地域ニーズの精査とサービスの見込み量を適正に定めてまいります。

次に、移住定住の取組についてであります。

若者の定住促進を図るため、令和七年度から開始した奨学金返還支援補助金につきましては、制度開始直後から大きな反響があり、多くの皆さまにお申し込みいただきました。令和八年度も継続して実施し、就労初期の経済的負担を軽減するとともに、若者の市外への転出抑制や、結婚・出産の希望実現を後押しし、本市への定住促進につなげてまいります。

次に、がん教育の推進についてであります。

生涯を通じて自分の健康は自分で守るため、がん予防の正しい知識の普及と方が一疾患を抱えた場合でも自分らしく過ごすための向き合い方への理解を深めることを目的として、市内小中学校と連携し、がん教育を推進してまいります。

がん教育を通じて若い世代の関心を高めることで、家族全員でがん検診の受診の大切さを考える機会が広がることを目指します。次に、五條市応急診療所についてであります。

近年、電子マネーの普及に伴い現金を持たない市民の方が増加していることから、五條市応急診療所におきましても、受診者の利便性向上を目的に、診療費の支払い方法として電子決済(PayPay)を導入し、多様な支払方法に対応してまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

南海トラフ巨大地震の発生確率は依然高い状態が続いており、本市においても甚大な被害が予想されます。そのため、日頃からの備えの重

要性を啓発し、自助、共助、公助それぞれを強化してまいります。具体的には、自主防災組織への支援や初期消火の体制維持を目的とした「消火ホース格納庫等設置事業補助」、災害時の生活用水確保を図るため、災害時生活用水協力井戸に登録いただいた方への「ポンプ等設置補助」及び防災備蓄品の計画的な備蓄などの施策を実施してまいります。

また、消防団員の減少が続く中で、より効果的かつ効率的に市民の安全・安心を守るため、消防団の再編を進めております。本年導入した情報収集用ドローンの活用や五條消防署との更なる連携強化にも努めてまいります。

さらに、近年各地で大規模な林野火災が相次ぎ、特に一月から五月にかけての時期に多く発生する傾向があることから、引き続き啓発活動に努めてまいります。

次に、県が本市に防災拠点として計画・整備中の「南部中核拠点」についてであります。

現在、早期の効果発現を図るため第一段階としてヘリパッドや駐車場等の整備が進められており、三月末の完了を予定しております。

引き続き、事業が円滑に進捗するとともに、本市にとってより良い整備事業となるよう、地元の皆様の意見も踏まえ、道路や治水・利水等の課題について県と協議し、市民に対して必要な情報を継続して発信してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。

本年も、五條市への駐屯地誘致実現に向けて、奈良県及び県南部三町八村との連携を一層強化し、防衛省・自衛隊に対する誘致要望活動を粘り強く継続してまいります。

併せて、奈良県防衛協会五條支部との連携もより密にし、五條市民の駐屯地誘致機運醸成に努めてまいります。

次に、地域公共交通についてであります。

地域公共交通の利便性向上に向け、西吉野地区、野原地区、南宇智地区、阪合部地区においてゴーちゃんタクシー等の改善に取り組んでおります。令和七年十二月から令和八年二月まで、各地区の自治会の会合等に出向き、改善素案の説明及び停留所や運行ダイヤ等について意見交換を行いました。引き続き各地域のニーズ等を把握しつつ関係機関との調整を進めており、本年十月の実証運行開始を目指して取組を進めてまいります。

また、物価高騰等に対する市民への支援として、令和七年度に引き続き令和八年度においても、ゴーちゃんバス及びゴーちゃんタクシーの運賃を百円に低廉化する事業を継続いたします。これら取組により、地域公共交通の利便性向上と利用促進に継続して取り組んでまいります。次に、ベストライン上野パーク整備事業についてであります。

令和十三年度に開催される第八十五回国民スポーツ大会の競技会場となる野球場施設について、令和七年度に引き続きバックスクリーンの塗装や側溝蓋の改修を実施する予定です。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、中心市街地の活性化事業についてであります。

「中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクト」の基本構想に基づき、図書館機能を中心とした公共複合施設である（仮称）五條市市民交流施設の整備を公民が連携して進めています。現在は建物の配置や施設内の平面プランを作成したところです。

また、二月十一日には、事業報告会と使い方ワークショップを公募により開催し、市民の皆様から多くの意見をいただきました。いただいたご意見は、施設的设计や運用にできる限り反映できるよう検討をすすめています。令和十一年度初旬のオープンに向けて、公民が連携し、効率的かつ効果的に設計・建設等を行うとともに、より良い市民サービスを提供する施設となるよう、整備に取り組んでまいります。

さらに、J R 五条駅前へのバスターミナル機能の移転整備事業につきましては、本年七月の運用開始に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税の推進についてであります。

令和七年度寄附額は、本年一月末時点で約三億円に達し、過去最高額を更新し続けております。今後も、ふるさと納税を全国に向けて本市の魅力を発信する好機と捉え、新規事業者の参入促進や魅力的な返礼品の開拓を継続してまいります。特に、五條市のファン獲得と関係人口の創出に向けて、寄附者が本市を訪れ、その魅力を直接体感できる「体験型返礼品」のさらなる充実に注力いたします。あわせて、戦略的なプロモーションを強化し、寄附額のさらなる増額を図ることで、地域経済の活性化を推進してまいります。

次に農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足や、それに伴う耕作放棄地の増加が問題となっており、本市においても同様の課題を抱えております。そこで地域の意見を反映した「地域計画」を作成し、現在及び将来の農地の状況を見える化しながら取り組んでおります。引き続き中心経営体や集落営農組織への集約を図りつつ、地域農業の振興と後継者の育成に努めてまいります。

また、令和八年度には、五條市統合選果場及び西吉野柿選果場の人手不足解消に向けて、選果機の改修事業や花木の集出荷貯蔵施設の再編事業を計画しており市としてできる限りの支援を行ってまいります。

次に本市の基幹作物である柿については、今後も大都市圏でのPRを実施し、さらなる消費拡大に向け積極的なトップセールスを行ってまいります。

また、林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し森林整備や木材利用の推進を行うとともに、担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、「第四条 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を実施し、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めてまいります。あわせて、通学路の安全対策事業を拡充し、児童生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、「第五条 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

はじめに、窓口サービスの改善についてであります。

複数の課にまたがる窓口業務を一本化し、関連手続きを一か所で完結できる「総合窓口」の整備を令和九年度に向けて進めています。これにより、対応時間の短縮とサービス品質の向上を図るとともに、市民の皆様にとって「わかりやすく、利用しやすい」行政サービスの提供を実現してまいります。

次に、西吉野支所につきましては、現庁舎の耐震性が不足していることから、住民の皆様の安全確保を最優先に考え、西吉野町宗川の宗松公民館へ移転することといたしました。支所機能の維持及び利便性向上を図るため、同公民館の改修工事と移転に向けた準備を進めてまいります。

次に、大塔ふれあい交流館についてであります。

奈良県の土砂災害緊急安全確保対策促進事業補助金を活用し、大塔ふれあい交流館を長期的な避難所機能を有する施設とするための整備に取り組みます。今後も、住民の安全確保と地域交流の施設として活用してまいります。

施政方針は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第一号 専決処分報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、五條市監査委員に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第二号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第三号 専決処分の報告について（五條市火入れに関する条例の一部改正）につきましては、奈良県広域消防組合火災予防条例の

一部改正に伴い、五條市火入れに関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、損害賠償に係る和解等について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第五号 専決処分の報告、承認を定めることについて（令和七年度五條市一般会計補正予算（第七号））につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ五千五百八十八千円を追加し、総額二百二十六億五千五百四万五千円とする予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。内容といたしまして、衆議院議員総選挙実施及び五條東中学校武道場改修事業に要する経費を追加するものであり、財源につきましては、県支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。なお、本件は、衆議院の解散と同時に予算執行が必要であることや武道場改修事業に特に緊急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第一号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、一般財源の一部を積立てし、学校教育施設の整備の財源に充てる必要があることから、五條市学校教育施設整備基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市行政手続条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じた規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正、議第五号 五條市準用河川管理条例の一部改正及び議第六号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきましては、道路法施行令等の一部改正に準じて、占用料等の額を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、保護者が負担すべき費用について定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市都市計画審議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきましては、市の機構改革のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止につきましては、西吉野テニスコートの用途を廃止し、市有財産を有効に活用するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止につきましては、施設の老朽化に伴い、将来的な事業継続性の確保が難しいと判断されるため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十三号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第十四号 財産の取得につきましては、(仮称)市民交流施設整備事業の実施に向けて、奈良交通株式会社から事業用地を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第十五号 財産の取得につきましては、学校給食センターで使用する食缶洗浄機を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第十六号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ六億七百二十九万八千円を追加し、総額二百三十二億六千二百三十四万三千円とする予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。主な内容といたしまして、(仮称)市民交流施設整備事業の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第四号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ六千七百八十一万二千元を追加し、総額四十三億一千百三十三万四千円とする予算の補正でございます。主な内容といたしまして、地域支援事業交付金の精算に伴う国庫等への返還金及び介護保険財政調整基金積立金等を追加するもので、財源につきましては、繰越金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ一千三百六十七万二千元を追加し、総額六億五千七百七十七万二千元とする予算の補正でございます。内容といたしまして、後期高齢者医療広域組合納付金を追加するもので、財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第十九号 令和八年度五條市一般会計予算議定につきまして、予算総額二百十八億円で、前年度比十五億円の増額となっております。

次に、議第二十号 令和八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額三十八億六百万円で、前年度比一千五百三十万円の減額となっております。

次に、議第二十一号 令和八年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百二十万円で、前年度比十万円の増額となっております。

次に、議第二十二号 令和八年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十億九千三百二十万円で、前年度比九千九百万円の減額となっております。

次に、議第二十三号 令和八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額五千三百万円で、前年度比一千二百万円の増額となっております。

次に、議第二十四号 令和八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百二十万円で、前年度比三十万円の減額となっております。

次に、議第二十五号 令和八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額七億一千五十万円で、前年度比七千六百四十万円の増額となっております。

次に、議第二十六号 令和八年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益七億四千八百九十三万五千円に対し、下水道事業費用七億二千九百六十四万三千円を見込んだ次第であります。また、資本的収支では、資本的収入一億八千三百万円に対し、資本的支出五億一千六百九十二万八千円であります。なお、資本的収支不足額三億三千三百八十二万八千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、五條市教育委員会委員のうち、大西修二委員の任期が、令和八年六月二十日をもって満了するため、その後任の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員のうち、和所正憲委員が、令和八年三月三十一日をもって辞職するため、その後任の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員のうち、山脇豊委員の任期が、令和八

年六月三十日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（窪 佳秀）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、監査報告を求めます。河村代表監査委員。

〔代表監査委員 河村康友登壇〕

○代表監査委員（河村康友）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和七年度監査結果の報告を申し上げます。別冊の令和七年度定期監査結果報告書を御覧ください。

まず、一ページを御覧ください。

「第一 定期監査」、「一 監査の種類」、「二 監査対象」、「三 監査期間」をそれぞれ記載しております。

次に、「四 監査の方法」につきましては、令和六年十月一日から令和七年九月三十日、歳出予算執行に関する分は、令和七年四月一日から令和七年九月三十日までを監査の範囲として資料の提出を求め実施いたしております。

なお、監査の実施及び結果報告については、五條市監査基準に準拠して行っております。

続いて、二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」、「（一）監査結果の取り扱い基準について記載しております。

（二）監査結果につきましては、監査した財務に関する事務の執行等について、監査した限りにおいては、五ページ以降に掲載している「指摘事項」を除いて、おおむね適正に行われております。

次に、三ページを御覧ください。

三ページには指摘事項等の件数につきまして、部局別にその件数を一覧表にしております。

続きまして、四ページを御覧ください。

指摘事項のうち、複数の部局において確認された共通事項の内容を記載しております。

なお、詳細については、後刻、御清覧をお願いいたしますこととし、項目のみ報告申し上げます。

（一）切手等の管理について

(二) つり銭資金の取扱いについて

以上が共通項目になります。

続いて五ページから八ページにつきましては、部局ごとの個別事項を記載しております。後刻、御清覧をお願いいたします。次に九ページの「むすび」を御覧ください。

本市の行財政運営においては、職員各位が日々研鑽を重ね、職務の遂行に努めております。一方で、本年度導入された電子決裁については、いまだ移行の過渡期であり、事務処理の習熟に課題が残る部分も見受けられます。

今般の監査結果を踏まえ、より適正かつ効率的な行財政運営を実現するため、各部局においては特に以下の事項について留意をされたい。第一に、契約事務の適正化と競争性の確保であります。

公金の支出にあたっては、その透明性と経済性を常に担保しなければなりません。特段の理由なき随意契約の継続は厳に慎み、原則に立ち返って広く競争性を確保するように努めること。選定過程の透明性を高めることは、市民に対する説明責任を果たす上で極めて重要であります。

第二に、国の最新の補助金動向への機敏な対応であります。

国の施策や予算編成は流動的であり、新たに創設される補助金や制度改正に対し、常に高い関心をもって注視する必要があります。

最新の情報を適時適切に収集・分析し、本市の重要施策と整合性を図りながら、戦術的かつ効果的に財源を活用できる体制を整えられたい。第三に、支払事務の迅速化及び遅延の解消であります。

債務の支払遅延は、事業者との信頼関係を損なうのみならず、組織としての社会的信用を著しく毀損する行為であります。電子決裁への移行に伴う一時的な事務の滞留は、早急な習熟とフォローの見直しによって解消すべきであります。支払期日の厳守を組織全体の共通認識とし、迅速かつ的確な事務執行を徹底すること。

以上の指摘事項は、健全な行財政運営を支える根幹であります。

今回の監査を機に、各部局が改めて事務の適正化を期し、効率のかつ信頼される市行政運営を推進することを強く期待いたします。以上で、監査結果の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 監査報告が終わりました。

○議長（窪 佳秀）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、二月二十七日から四日まで休会とし、次回、五日午前十時に再開して一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位には、明日、二月二十七日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。

本日はこれもちまして散会いたします。

午前十時四十六分散会